

人 事 委 員 会 年 報

令和6年度

山 形 県 人 事 委 員 会

目 次

I 人事委員会

1	人事委員会	1
2	人事委員会会議	1
	(1) 人事委員会会議の開催	1
	(2) 人事委員会の議決事項等	2
3	条例に対する意見	1 0
4	人事委員会規則の設定、改正及び廃止	1 1
5	人事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止	1 2

II 事務局、各業務の状況

1	事務局	
	(1) 組織及び職員数	1 3
	(2) 事務分掌	1 3
	(3) 事務局職員の配置	1 4
	(4) 令和6年度予算の状況	1 5
2	給与関係業務	
	(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告	1 6
	(2) 承認及び協議	2 5
	(3) 支払監理	2 7
3	任用関係業務	
	(1) 県職員採用試験（大学卒業程度）	2 8
	(2) 県職員採用試験（短大卒業程度）	3 8
	(3) 県職員採用試験（高校卒業程度）、市町村立学校事務職員採用試験	4 0
	(4) 警察官採用試験	4 3
	(5) 採用選考	4 7
4	審査関係業務	
	(1) 勤務条件に関する措置要求	4 9
	(2) 不利益処分に関する審査請求	4 9
	(3) 不利益処分に関する審査請求の裁決取消訴訟	5 0
	(4) 職員の苦情相談制度	5 0
5	監理関係業務	
	(1) 管理職員等の範囲改正	5 1
	(2) 職員団体の登録	5 2
	(3) 労働基準監督機関としての職権行使	5 5
6	公平委員会の事務委託関係業務	
	(1) 委託状況	5 9
	(2) 委託事務処理に要した経費	5 9

I 人事委員会

1 人事委員会

人事委員会の委員長及び委員は次のとおりである。

(令和7年4月1日現在)

職 名	氏 名	委員就任年月日	任 期	備 考
委員長	安孫子 俊 彦	平成19年6月29日	5 期	平成23年6月29日再任(2期) 平成27年6月29日再任(3期) 令和元年6月29日再任(4期) 令和5年6月29日再任(5期)
委 員	西 村 仁 美	令和3年7月13日	1 期	
委 員	齋 藤 稔	令和4年7月9日	1 期	

2 人事委員会会議

(1) 人事委員会会議の開催

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに開催した会議は27回である。

会議に付された任命権者ごとの議案件数は次表のとおりであり、全議案について議決した。

任 命 権 者	件 数	任 命 権 者	件 数
知 事	16	内水面漁場管理委員会	0
議 会	5	教 育 委 員 会	8
選 挙 管 理 委 員 会	1	警 察 本 部	11
監 査 委 員	1	企 業 局	1
人 事 委 員 会	59	病 院 事 業 局	1
海区漁業調整委員会	1	計	104

※会議に付された議案は87件であるが、一の議案に複数の任命権者が関係するものを各々計上しているため、見かけ上、件数が多くなっている。

(2) 人事委員会の議決事項等

開催年月日	議案及び協議事項等
第2297回 (6 . 4 . 4)	議案 1 令和6年度山形県警察官採用試験の実施について 報告 1 令和6年(措)第1号措置要求事案に係る反論書について
第2298回 (6 . 4 . 2 3)	議案 1 令和6年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について 2 令和6年(審)第1号審査請求事案に係る準備書面の提出について 3 不利益処分に関する審査請求の却下決定及び審査請求人への却下決定の通知について 報告 1 派遣先団体への職員等派遣状況について 2 令和6年(審)第1号審査請求事案に係る書証申請について 3 不利益処分に関する審査請求について 4 令和6年職種別民間給与実態調査の実施について
第2299回 (6 . 5 . 1)	報告 1 令和6年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)〈先行実施枠〉第1次試験合格者の決定について 2 令和5年度職員苦情相談の処理状況について 3 令和5年度内部統制の年間評価について
第2300回 (6 . 5 . 2 1)	議案 1 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則の制定について ○令和6年度組織改編に伴う委託地方公共団体の管理職員等の範囲の見直し 協議 1 令和6年(措)第1号措置要求事案について 報告 1 令和6年(審)第1号審査請求事案に係る準備書面について
第2301回 (6 . 6 . 4)	議案 1 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第120条第3項第8号に定める「人事委員会が認める職員」について ○東北農林専門職大学に採用された教員に対する単身赴任手当の支給に係る協議 2 令和6年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)〈先行実施枠〉最終合格者の決定について 3 令和6年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)〈先行実施枠〉採用候補者名簿の確定について 4 令和6年(行コ)第10号裁決取消請求控訴事件に係る訴訟行為について 5 令和6年(行ウ)第3号裁決取消請求事件に係る訴訟行為について 報告 1 令和6年(行コ)第10号裁決取消請求控訴事件について 2 不利益処分に関する審査請求の却下に係る裁決の取消しの訴えについて 3 令和6年(審)第1号審査請求事案について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2302回 (6 . 6 . 1 7)	議案 1 意見の聴取について ○山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 公共土木施設等災害応急作業に従事する職員等の特殊勤務手当の一部改正、警察職員の特殊勤務手当（災害応急作業等手当）の一部改正、社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当の一部改正 2 令和6年（行コ）第10号裁決取消請求控訴事件に係る答弁書について 協議 1 令和6年（措）第1号措置要求事案について 2 令和6年（審）第1号審査請求事案に係る争点整理について
第2303回 (6 . 6 . 2 4)	報告 1 令和6年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について
第2304回 (6 . 7 . 4)	議案 1 山形県人事委員会規則5－2（特殊勤務手当の基準と手続）の一部を改正する規則の制定について ○山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う規定の改正 2 令和6年（行ウ）第3号裁決取消請求事件に係る答弁書について 3 令和6年（審）第1号審査請求事案に係る口頭審理の実施について 協議 1 令和6年（措）第1号措置要求事案について 2 令和6年（審）第1号審査請求事案に係る口頭審理について 報告 1 令和6年（行コ）第10号裁決取消請求訴訟事件に係る第1回口頭弁論について
第2305回 (6 . 7 . 2 3)	議案 1 令和6年度山形県職員採用試験（短大卒業程度）の実施について 2 令和6年度山形県職員採用試験（高校卒業程度）の実施について 3 令和6年度山形県市町村立学校事務職員採用試験の実施について 4 令和6年（措）第1号措置要求事案に係る判定について 5 令和6年（審）第1号審査請求事案に係る書証の採否について 協議 1 令和6年（審）第1号審査請求事案に係る口頭審理について 報告 1 令和6年度山形県警察官A採用試験第1次試験合格者の決定について 2 令和6年（行ウ）第3号裁決取消請求事件に係る第1回口頭弁論について
第2306回 (6 . 8 . 9)	議案 1 令和6年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）最終合格者の決定について 2 令和6年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）採用候補者名簿の確定について 報告 1 令和6年人事院勧告・報告について 2 令和6年（行ウ）第3号裁決取消請求事件に係る準備書面について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2307回 (6 . 8 . 2 9)	議案 1 令和6年（審）第1号審査請求事案に係る口頭審理調書について 2 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について 協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について（案） 報告 1 県共闘・公務員共闘の人事委員会勧告に関する要求書提出の概要について 2 令和6年（行ウ）第3号裁決取消請求事件に係る第1準備書面等について
第2308回 (6 . 9 . 6)	協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について（案） 2 職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 令和6年（行ウ）第3号裁決取消請求事件に係る第2回口頭弁論について
第2309回 (6 . 9 . 1 7)	議案 1 意見の聴取について ○一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定 2 山形県人事委員会規則6－3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則の制定について 3 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正について 4 令和6年度山形県警察官A採用試験最終合格者の決定について 5 令和6年度山形県警察官A採用試験採用候補者名簿の確定について 協議 1 山形県職員採用試験（大学卒業程度）〈再募集〉の実施計画について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 任命権者からの検討要望事項について 2 県教組共闘からの要望書について 3 令和6年（審）第1号審査請求事案に係る最終準備書面について
第2310回 (6 . 9 . 2 6)	議案 1 令和6年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）〈再募集〉の実施について 2 条件付採用期間の延長について 3 外国旅行の旅費の調整について 協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 令和6年（行コ）第10号裁決取消請求控訴事件に係る判決について 2 令和6年（行ウ）第3号裁決取消請求事件に係る準備書面について 3 県共闘と事務局長との会見について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2311回 (6 . 1 0 . 3)	議案 1 山形県人事委員会規則 4－6（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）等の一部を改正する規則の設定について ○一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の改正に伴う規定の整備 2 昭和37年7月24日山形県人事委員会告示第3号（各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任）の一部改正について 3 一般職の任期付職員の採用等の運用についての一部改正について 4 山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）関係通知の一部改正について ○5条任期付職員（短時間勤務職員）を、他の一般職の短時間勤務職員と同様の取扱いとする規定の整備 5 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正について 6 山形県人事委員会規則 5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）第3条の2第3項第2号に規定する「人事委員会が認める作業」について ○災害応急作業等手当における「人事委員会が認める作業」に係る協議 協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 令和6年（行ウ）第3号裁決取消請求事件に係る第3回口頭弁論について 2 不利益処分に関する審査請求について 3 山形県人事行政の運営等の状況の公表について
第2312回 (6 . 1 0 . 7)	議案 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 令和6年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験第一次試験合格者の決定について 2 令和6年度山形県警察官B採用試験第1次試験合格者の決定について
第2313回 (6 . 1 1 . 1 3)	議案 1 令和6年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験最終合格者の決定について 2 令和6年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験採用候補者名簿の確定について 3 外国旅行の旅費の調整について 協議 1 令和6年（審）第1号審査請求事案の検討について 報告 1 令和6年都道府県人事委員会報告・勧告の概要について 2 山形県職員新聞について 3 令和6年（行ノ）第9号行政上告受理申立て事件について 4 令和6年度内部統制の中間評価について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2314回 (6.11.28)	議案 1 令和6年度山形県警察官B採用試験最終合格者の決定について 2 令和6年度山形県警察官B採用試験採用候補者名簿の確定について 3 不利益処分に関する審査請求の却下決定及び審査請求人への却下決定の通知について 協議 1 令和6年（審）第1号審査請求事案の検討について 報告 1 令和6年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）〈再募集〉第1次試験合格者の決定について 2 解雇予告除外認定について 3 令和6年（行ウ）第3号裁決取消請求事件に係る判決について 4 令和6年（審）第1号審査請求事案に係る最終準備書面について 5 令和6年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の一部訂正について
第2315回 (6.12.2)	議案 1 意見の聴取について ○山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 山形県人事委員会勧告等を踏まえた改正
第2316回 (6.12.19)	議案 1 令和6年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）〈再募集〉最終合格者の決定について 2 令和6年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）〈再募集〉採用候補者名簿の確定について 3 山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則の制定について ○令和6年人事委員会勧告等に基づく給与条例の改正に伴う規定の改正 4 令和6年（行ウ）第8号裁決取消請求事件に係る訴訟行為について 5 令和6年（行ウ）第8号裁決取消請求事件に係る答弁書について 6 令和6年（審）第1号審査請求事案の裁決について 協議 1 令和7年度職員採用試験実施計画について 報告 1 不利益処分に関する審査請求の却下に係る裁決の取消しの訴えについて
第2317回 (7.1.28)	議案 1 選考により採用する職の承認について 2 審査請求の受理及び答弁書の提出について 報告 1 不利益処分に関する審査請求について 2 令和6年（行ウ）第8号裁決取消請求事件に係る第1回口頭弁論について 3 解雇予告除外認定について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2318回 (7 . 2 . 1 8)	議案 1 意見の聴取について ○職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例、県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（企業職員に関する部分を除く）、刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（一部） 仕事と生活の両立支援に係る制度改正、旅費法改正に伴い本県見直しを実施するまでの規定の整備、雇用保険法の一部改正に伴う改正 2 採用選考について ○警察本部に係る採用選考の請求 3 令和6年（行コ）第25号裁決取消請求控訴事件に係る訴訟行為について 4 令和6年（行コ）第25号裁決取消請求控訴事件に係る答弁書について 報告 1 令和6年（行コ）第25号裁決取消請求控訴事件について
第2319回 (7 . 2 . 2 7)	議案 1 令和7年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）〈先行実施枠〉の実施について 報告 1 令和6年度労働基準監督調査の結果について
第2320回 (7 . 3 . 3)	議案 1 山形県人事委員会規則4－1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則の制定について ○令和7年度の警察本部の事務処理体制の変更等に伴う職務分類表の整理 2 採用選考について ○警察本部の人事異動に伴う課長級以上の職員の採用選考の請求 3 「職務に専念する義務の特例について」の一部改正について 4 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る反論書の提出について 報告 1 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る答弁書等について
第2321回 (7 . 3 . 1 8)	議案 1 採用選考について ○知事部局及び教育委員会に係る採用選考の請求 2 勤務延長の期限の延長の承認について 3 山形県人事委員会規則1－2（山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の一部を改正する規則の制定について ○磁気ディスクを電磁的記録に係る記録媒体に改めるもの 4 山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則の制定について ○給与制度のアップデートに関する改正、勤勉手当の成績率及び寒冷地手当に関する改正、山形県警察の人事手続等の電子化に伴う改正 5 山形県人事委員会規則5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則の制定について ○山形県警察の人事手続等の電子化に伴う改正

開催年月日	議案及び協議事項等
	6 山形県人事委員会規則 6－1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則の制定について ○時間外勤務免除の対象となる子の範囲の拡大に伴う改正、山形県警察の勤務管理等の電子化に伴う改正 7 山形県人事委員会規則 6－3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則の制定について ○子の看護休暇の取得事由の拡大に伴う改正 8 平成16年3月県人事委員会告示第1号（人事委員会事務局長に対する任期付職員及び任期付研究員の採用等に関する承認並びに協議の権限の委任）の一部改正について 9 山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）関係通知等の一部改正について ○給与制度のアップデートに関する改正、令和6年勧告で言及した勤勉手当の成績率及び寒冷地手当に関する改正、刑法における拘禁刑の創設に関する改正 10 山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（令和7年3月21日）の施行に伴う通知等の一部改正等について ○給与制度のアップデートに係る規定の整備等 11 令和7年改正条例附則第2項及び第3項の規定に基づく号給の切替え及び号給の調整について（通知） 12 「山形県人事委員会規則 6－1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の運用について」の一部改正について ○時間外勤務免除の対象となる子の範囲の拡大に伴う改正、山形県警察の勤務管理等の電子化に伴う改正 13 「特別休暇の運用について」の一部改正について ○子の看護休暇の取得事由の拡大に伴う改正 14 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正について ○時間外勤務免除の対象となる子の範囲の拡大及び子の看護休暇の取得事由の拡大に伴う改正 報告 1 県共闘・公務員共闘要求書提出（春闘）の概要について 2 令和6年（行コ）第25号裁決取消請求控訴事件に係る第1回口頭弁論について
第2322回 (7.3.19)	議案 1 事務局職員の人事異動について
第2323回 (7.3.27)	議案 1 山形県人事委員会規則 2－2（事務局の組織）の一部を改正する規則の制定について 2 山形県人事委員会規則 4－1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則の制定について 3 山形県人事委員会規則14－3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則の制定について ○令和7年度組織改編に伴う改正 4 山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則の制定について ○令和7年度組織改編等に伴う改正、寒冷地手当の指定公署の設定 5 山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）関係通知の一部改正について ○令和7年度組織改編等に伴う改正

開催年月日	議案及び協議事項等
	6 山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）第93条の3、第93条の8又は第93条の9第1項第1号に規定する「交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるもの」の取扱いについて ○通勤手当における「交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるもの」に係る協議 7 山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）第120条第2項第8号に定める人事委員会が認める職員について ○単身赴任手当における「人事委員会が認める職員」に係る協議 8 初任給等の決定について 9 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について 報告 1 令和6年（行ウ）第8号裁決取消請求事件に係る判決について

3 条例に対する意見

意見提出 年 月 日	議案番号	条 例	意見の内容
6. 6. 18	令和6年6月定例会 議第96号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
6. 9. 18	令和6年9月定例会 議第125号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(企業職員に関する規程を除く。)	適当なものと認める
6. 12. 3	令和6年12月定例会 議第155号	山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	適当なものと認める
7. 2. 19	令和7年2月定例会 議第51号	職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	適当なものと認める
7. 2. 19	令和7年2月定例会 議第52号	県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
7. 2. 19	令和7年2月定例会 議第53号	山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
7. 2. 19	令和7年2月定例会 議第54号	山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について(企業職員に関する部分を除く。)	適当なものと認める
7. 2. 19	令和7年2月定例会 議第73号	刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について(第2条、第4条、第5条、第7条並びに附則第5項及び第6項に限る。)	適当なものと認める

4 人事委員会規則の設定、改正及び廃止

公布年月日	規則番号	内 容	施行年月日
6. 5. 2 4	14- 4	委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規定の改正	6. 5. 2 4
6. 7. 9	5- 2	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う規定の改正	6. 1. 8 6. 4. 2 9
6. 9. 2 4	6- 3	特別休暇の承認基準（夏季休暇）の一部改正	6. 1 0. 1
6. 1 0. 1 1	4- 6	一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正に基づく規定の改正	6. 1 0. 1 1
6. 1 0. 1 1	4- 1	一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正に基づく規定の改正	6. 1 0. 1 1
6. 1 0. 1 1	5- 1	一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正に基づく規定の改正	6. 1 0. 1 1
6. 1 0. 1 1	5- 2	一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正に基づく規定の改正	6. 1 0. 1 1
6. 1 2. 2 4	5- 1	令和6年度人事委員会勧告等に基づく給与条例の改正に伴う規定の改正	6. 4. 1
7. 3. 7	4- 1	令和7年度警察本部の事務処理体制の変更等に伴う職務分類表の改正	7. 4. 1
7. 3. 2 1	5- 1	給与制度のアップデートに関する改正等	7. 4. 1
7. 3. 2 1	4- 6	給与制度のアップデートに関する改正	7. 4. 1
7. 3. 2 1	5- 4	給与制度のアップデートに関する改正	7. 4. 1
7. 3. 2 1	6- 2	給与制度のアップデートに関する改正	7. 4. 1
7. 3. 2 1	5- 2	山形県警察の人事手続等の電子化に伴う改正	7. 4. 1
7. 3. 2 1	6- 1	仕事と生活の両立支援に係る制度改正等に伴う規定の改正	7. 4. 1
7. 3. 2 1	6- 3	仕事と生活の両立支援に係る制度改正等に伴う規定の改正	7. 4. 1
7. 4. 1	1- 2	磁気ディスクを電磁的記録に係る記録媒体に改めるもの	7. 4. 1
7. 4. 1	2- 2	令和7年度人事委員会事務局組織改編に伴う規定の改正	7. 4. 1
7. 4. 1	4- 1	令和7年度組織改編に伴う職務分類表の改正	7. 4. 1
7. 4. 1	5- 1	令和7年度組織改編等に伴う規定の改正等	7. 4. 1 (一部8. 4. 1)
7. 4. 1	14- 3	令和7年度の県職員に係る管理職員等の新規指定	7. 4. 1

5 人事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止

(1) 給与関係

○規則5－1関係通知の一部改正

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
6. 10. 11	山人委第164号	任期付短時間勤務職員に係る規定の整備	6. 10. 11
7. 3. 21	山人委第295号	給与制度のアップデートに係る規定の整備、その他規定の整備	7. 4. 1 一部7. 6. 1 8. 4. 1
7. 4. 1	山人委第1号	組織改編及び管理職手当の見直しに係る規定の整備	7. 4. 1

○その他

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
6. 4. 1	山人委第17号	管理職手当の支給割合の特例を受ける校長及び教頭の指定	6. 4. 1
6. 5. 28	山人委第51号	期末・勤勉手当の職務段階別加算措置の特例を受ける校長及び副校長の指定	6. 4. 1
6. 10. 11	山人委第165号	時間外勤務代休時間の指定及び時間外勤務手当の支給の取扱いに係る通知の一部改正（任期付短時間勤務職員に係る規定の整備等）	6. 10. 11
6. 12. 23	山人委第242号	通勤手当の事後の確認に係るデジタル技術の活用に係る通知（アナログ規制の見直し関係）	6. 12. 23
7. 3. 21	山人委第296号	規則5－1等の一部改正に伴う運用通知等の整備（給与制度のアップデートに係る規定の整備等）	7. 4. 1
7. 3. 21	山人委第298号	令和7年4月1日における号給の切替え及び号給の調整に係る通知	7. 4. 1

(2) 企画関係

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
7. 3. 21	山人委第304号	職員の勤務時間の運用に係る通知の改正（時間外勤務免除の対象となる子の範囲の拡大）	7. 4. 1
7. 3. 21	山人委第305号	特別休暇の運用に係る通知の改正（子の看護休暇の取得事由の拡大）	7. 4. 1

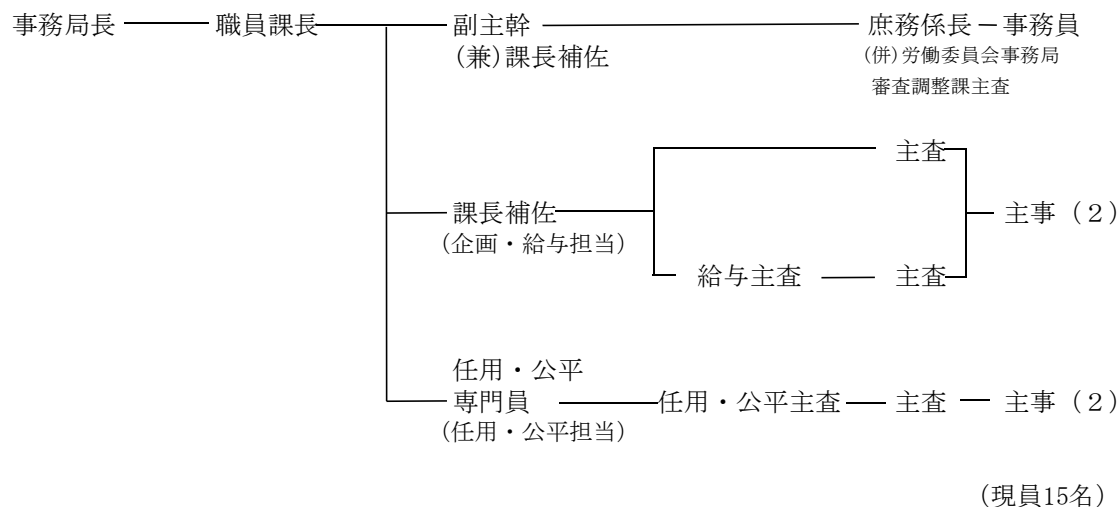
(3) 任用・公平関係

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
6. 10. 11	山人委第166号	規則4－6関係通知の改正（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う規定の整備）	6. 10. 11

Ⅱ 事務局、各業務の状況

1 事務局

(1) 組織及び職員数（令和7年4月1日現在）



(2) 事務分掌（令和7年度）

区 分	分 掌 事 務
庶 務 係	人事委員会の会議に関すること 予算及び決算並びに物品の管理に関すること 事務局職員の人事評価、任免、分限、懲戒、服務、退職管理その他の人事に関すること 公印の管守、文書の收受、発送及び保存に関すること 局内の他の所管に属しないこと
企画・給与 担 当	議会事務に関すること 職員の勤務時間、休暇、服務等に関する制度に関すること 人事評価、退職管理その他公務員制度に関すること 労働基準法等に基づく職権行使に関すること 職員の給与に関する制度に関すること 給与に関する報告、勧告、意見の申出に関すること 給与決定事務に関すること 給与の支払監理に関すること 旅費に関すること
任用・公平 担 当	職員の競争試験に関すること 職員の採用選考に関すること 再任用、派遣、任期付採用制度に関すること 職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査請求の審査に関すること 職員の苦情処理に関すること 職員団体に関すること

(4) 令和6年度予算の状況

ア 歳入予算

(単位:千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	予算額(最終)
諸 収 入	受託事業収入	総務費受託事業収入	公平事務料受託	826	0	826
	雑 入	雑 入		843	△ 256	587
			一般社会保険料	658	△ 258	400
			雑 入	29	34	63
			警察官採用共同試験負担金	156	△ 32	124
合 計				1,669	△ 256	1,413

イ 歳出予算

(単位:千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	流用	予備費	予算額(最終)
総 務 費	人事委員会費	委 員 会 費		5,140	△ 366	0	0	4,774
			報 酬	4,730	△ 266	0	0	4,464
			旅 費	400	△ 100	0	0	300
			交 際 費	10	0	0	0	10
		事 務 局 費		125,228	△ 4,697	0	440	120,971
			非常勤職員報酬	1,960	232	0	0	2,192
			給 与	105,910	△ 4,947	465	0	101,428
			共 済 費	1,330	△ 440	0	0	890
			報 償 費	138	△ 30	0	440	548
			旅 費	1,847	△ 111	0	0	1,736
			交 際 費	20	0	0	0	20
			需 用 費	4,220	172	0	0	4,392
			役 務 費	1,933	69	0	0	2,002
			委 託 料	3,126	488	△ 465	0	3,149
			使用料及び賃借料	2,226	△ 70	0	0	2,156
			負担金補助及び交付金	2,518	△ 60	0	0	2,458
合 計				130,368	△ 5,063	0	440	125,745

2 給与・企画関係業務

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告（令和6年10月7日）

令和6年10月7日に県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

ア 報 告

(7) 職員の給与等

本委員会は、「令和6年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与の支給状況等を調査した。山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける職員の令和6年4月における給与等は次のとおりである。

① 職員の構成

職員数は13,542人となっている。

職員の平均年齢は42.6歳で、令和5年に比べ0.1歳低くなっており、平均経験年数は20.4年で、令和5年に比べ0.2年短くなっている。

職員の学歴構成は、大学卒80.8%、短大卒2.7%、高校卒16.5%、中学卒0.0%となっており、性別構成は男性58.3%、女性41.7%となっている。

② 職員の給与

行政職給料表適用職員（3,776人、平均年齢42.6歳）の平均給与月額額は361,061円となっており、警察官、教育職員、医師等を含めた全職員（13,542人、平均年齢42.6歳）の平均給与月額額は386,374円となっている。

扶養手当の受給職員は5,537人で全職員の40.9%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は8,384円（平均扶養親族数0.8人）である。

住居手当の受給職員は2,641人で全職員の19.5%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は4,948円である。

通勤手当の受給職員は11,717人で全職員の86.5%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は7,835円である。また、その通勤態様をみると、交通機関利用者（併用者を含む。）が1.1%、交通用具使用者が98.9%で、特に自動車を使用する職員の割合は受給職員の98.5%に達している。

(4) 職員の給与と民間の給与との比較

① 月例給

本委員会は、令和6年職員給与実態調査及び令和6年職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職給料表適用職種と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて

精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

令和6年4月分の給与について、民間給与との較差を算出したところ、民間給与が372,357円、職員給与が363,927円となっており、職員給与が民間給与を1人当たり平均8,430円（2.32%）下回っていた。

② 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これと職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数との比較を行ってきている。

令和6年職種別民間給与実態調査の結果、令和5年8月から令和6年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給（賞与等）は、所定内給与月額額の4.58月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.45月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.13月分下回っていた。

(ウ) 職員の給与と国家公務員及び東北各県の職員の給与との比較

国家公務員給与等実態調査（人事院）及び地方公務員給与実態調査（総務省）の結果に基づき、令和5年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較すると、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は100.0となっている。また、他の東北各県職員の指数は96.8から100.2となっている。

(イ) 消費者物価及び生計費

令和6年4月における山形市の消費者物価指数（総務省）は、令和5年4月に比べ3.8%増加している。

本委員会が家計調査（総務省）等を基礎に算定した令和6年4月における山形市の1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ113,050円、143,280円、176,440円、209,610円となっている。

(オ) むすび

① 給与改定の必要性

月例給については、令和6年の職員給与と民間給与との較差が、8,430円（2.32%）となっていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

特別給については、県内民間の支給状況等を踏まえた支給月数とすることとしており、令和6年においても同様の考え方で改定を行う必要がある。

以上の判断に基づき、本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、これら諸般の事情を総合的に勘案した結果、職員の給与について次のとおり改定を行う必要があると認める。

② 令和6年の給与の改定

a 給料表

給料表（教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(1)を除く。）については、人事院が令和6年8月に勧告した俸給表に準じ、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、全国人事委員会連合会が作成した給料表に準じた上で、令和6年の職員給与と民間給与との較差を考慮した水準に調整する必要がある。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、人事院勧告の内容、民間の初任給の状況を考慮し、平均2.45%引き上げる必要がある。具体的には、初任給を職員採用試験（高校卒業程度）で21,400円、職員採用試験（大学卒業程度）で23,800円引き上げるなど人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置いて、全ての給料月額について引上げ改定を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料表（医療職給料表(1)を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

また、医療職給料表(1)については、人事院が勧告した俸給表に準じて改定を行う必要がある。

b 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数について、民間の特別給の支給状況との均衡を図るため、0.15月分引き上げ、4.60月分とし、その引上げ分は期末手当に0.05月分、勤勉手当に0.10月分それぞれ配分する必要がある。令和6年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当にそれぞれ配分し、令和7年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分する必要がある。

c 初任給調整手当

医師及び歯科医師に係る初任給調整手当については、人事院において、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、支給月額の限度を引き上げる勧告を行ったところであり、本県においても、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から、人事院の勧告を踏まえた改定を行う必要がある。

d 寒冷地手当

寒冷地手当については、人事院において、支給額を引き上げるとともに、新たな気象データ（メッシュ平年値2020）に基づき支給地域を見直すこと及び指定官署における居住地要件を撤廃することとしている。本県においては、国家公務員の取扱いと同様の取扱いとしてきたことから、人事院の勧告と同様の制度とする必要がある。

なお、山形県職員等の給与に関する条例第22条第2号に基づき人事委員会規則で定める公署については、新たな気象データに基づき見直しを行う

こととする。

③ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

本県においても、社会と公務の変化に応じ、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定や管理職層を含めた職務や職責をより重視した給料体系等の整備などが求められる。

このため、次のとおり給与制度の整備を図ることが必要である。

a 給料表等

給料表については、②の a により改定した給料表について、人事院が勧告した俸給表の構造に準じて改定を行う必要がある。

行政職給料表 8 級以上及び同給料表以外の給料表でこれに相当する職務の級に在職する職員の昇給については、人事院勧告に準じた措置とする必要がある。

b 諸手当等

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当の支給地域及び支給割合、管理職員特別勤務手当、勤勉手当の成績率並びに特定任期付職員の勤勉手当の支給については、人事院勧告に準じて改定を行う必要がある。なお、地域手当の異動保障については、現行の措置を維持することが適当である。

定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当については、人事院勧告に準じて改定を行う必要がある。なお、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）の支給については、関係法令等の動向に留意しつつ、人事院が国家公務員について勧告した趣旨を踏まえて対応することが適当である。

④ 働き方改革と勤務環境の整備

a 長時間労働の縮減

長時間労働の縮減は、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、職場の活力の維持等の観点からも重要な課題である。

本県では、時間外勤務を命ずることができる上限を設定しており、任命権者においては、特例業務※に従事するために上限時間等を超えて時間外勤務を命ずる場合、特例業務の範囲を必要最小限にしなければならないこと、その要因の整理、分析及び検証においては人員配置又は業務分担の見直し等によっても回避することができなかった理由が必要とされることを踏まえ、その運用を厳格に行う必要がある。

令和 6 年 8 月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、地方公務員についても過労死等防止対策に取り組むこととされており、時間外勤務の上限規制制度の適正な運用を徹底するとともに

に、長時間労働の削減の取組等が求められている。本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を十分に果たすため、引き続き、監督指導の徹底に努めていくこととする。

時間外勤務の縮減に向けて、職員の勤務時間の実態を適切に把握することが肝要であり、その上で職場におけるマネジメントを徹底することが重要である。任命権者においては、客観的な方法又は所属長等の現認による職員の勤務時間の把握と業務管理の徹底に取り組んでいく必要がある。加えて、「山形県行財政改革推進プラン2021」に基づく事務事業の見直しやICTを活用した業務効率化による直接的な業務量削減についても、引き続き推進していく必要がある。

なお、令和6年7月の大雨災害への対応に見られるように、緊急の事態に係る特定部署の負担増加に対して他部署からの一時的な応援対応をするなど、引き続き、業務量の増加に応じた人員配置を柔軟に行う必要がある。

教育職員の多忙化の解消は重要な課題である。文部科学省では、令和5年5月、更なる学校における働き方改革の在り方等について中央教育審議会に諮問し、令和6年8月に答申がなされたところである。

本県教育委員会においては、令和5年3月に策定した「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅱ期）」により、管理職を始めとする教育職員に対する更なる意識改革やICTの有効活用、部活動改革の推進等を柱とする取組を推進しており、一定の成果が認められる。引き続き適正な勤務時間管理を徹底した上で、教育職員の働き方改革の取組を推進していく必要がある。

※ 特例業務とは、大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務をいう。

b 仕事と生活の両立支援

仕事と育児や介護などの家庭生活との両立ができる職場環境づくりを推進することは、重要な課題である。本県では、任命権者において、知事を本部長とした「ワーク・ライフ・バランス推進本部」を設置し、多様な事情を抱えた職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでいる。引き続き、両立支援のための制度が職員に広く活用されるよう、制度の周知等を推進する必要がある。

人事院では、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等、仕事と生活の両立支援について所要の措置を講ずる旨報告及び意見

の申出を行っている。

本県としても、関係法令等の動向に留意しつつ、仕事と家庭生活の両立を支援するために適切な措置を講ずる必要がある。

また、柔軟な働き方の推進は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、重要な課題である。任命権者においては、テレワークや時差出勤の制度拡充等を図ることで利用実績が伸びており、引き続き、柔軟な働き方の推進に向け、職員への意識啓発や各種制度を利用しやすい職場環境づくりを推進していく必要がある。

c 職員の健康づくりの推進

県民に質の高い公務サービスの提供を行うに当たっては、職員の心身の健康管理が重要である。特に、精神及び行動の障害による長期病休者は増加傾向にあり、任命権者においては、心の疾病の予防、早期の発見・対応、円滑な職場復帰及び再発防止のために、ストレスチェック制度の活用や相談体制の強化等の取組を、引き続き総合的に進めていく必要がある。加えて、今後、高齢層職員や女性職員の割合の増加が見込まれることから、健康管理に当たっては、こうした状況にも配慮していく必要がある。

また、長時間労働は過労死等の主な原因の一つであることから、長時間労働を行った職員への医師による面接指導について、対象職員に申出の勧奨を行うとともに、業務多忙で面接時間を確保できない場合はオンラインを活用するなど、効果的に面接指導を実施できるよう、適切に対応する必要がある。

国家公務員においては、令和6年4月1日から、各省庁の長に対して職員の勤務間のインターバルを確保する努力義務が課されている。国や他の都道府県の動向を注視しつつ、引き続き職員の健康確保のための取組を推進していく必要がある。

d ハラスメントの防止

ハラスメントは、職員の個人としての尊厳や人格を侵害し、働く意欲や自信を減退させるものであるほか、職場の秩序を乱し、公務能率の低下を招くなど公務の運営に大きな支障を及ぼす行為である。

任命権者においては、職員への意識啓発や相談体制の充実を図っており、引き続き、ハラスメントの根絶に向けた取組を適切に推進する必要がある。

⑤ 人材の確保及び育成

少子化が進行する中で、職員採用を取り巻く環境は依然として厳しい状況である。民間や国との人材獲得競争の激化を踏まえ、採用試験受験者の増加、多様で有為な人材の確保に向け、任命権者と連携して効果的な対策を講じていく必要がある。また、任命権者においては、職員が公務においてその能力を十分に発揮できるよう、職員の成長機会の付与や支援などの人材育成に取り組んでいく必要がある。

障がい者の雇用については、地方公共団体に係る障害者雇用率の段階的な引上げ等も見据え、任命権者において、引き続き、障がい者の活躍を推進するための環境整備等に適切に取り組んでいく必要がある。

⑥ 勧告実施の要請等

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与の状況等を踏まえ、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員及び他の都道府県職員給与の動向等について幅広く調査を行い、今回の勧告に臨んだものである。

勤務条件の大きな柱である給与については、今後とも一層適切な制度の管理に努めるとともに、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に留意され、イの勧告どおり実施されるよう要請する。

イ 勧 告

(7) 令和6年の給与改定

① 給料表

現行の給料表を別記（省略）のとおり改定すること。

② 諸手当

a 初任給調整手当

人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて改定すること。

b 期末手当及び勤勉手当

(a) 令和6年12月期の支給割合

- ・ 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）について、期末手当の支給割合を1.275月分とし、勤勉手当の支給割合を1.100月分とすること。

ただし、特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に

あつては、期末手当の支給割合を1.075月分とし、勤勉手当の支給割合を1.300月分とすること。

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員について、期末手当の支給割合を0.7125月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5125月分とすること。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員である特定幹部職員にあつては、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6125月分とすること。

- ・ 特定任期付職員及び任期付研究員について、期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

(b) 令和7年6月期以降の支給割合

- ・ 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とすること。

ただし、特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）にあつては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分とすること。

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分とすること。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員である特定幹部職員にあつては、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とすること。

- ・ 任期付研究員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

(c) 寒冷地手当

人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて改定すること。

(イ) 令和7年4月1日からの給与改定

① 給料表及び昇給制度

a 給料表

(ア)の①による改定後の給料表（特定任期付職員及び任期付研究員に係る給料表を除く。）を別記（省略）のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記（省略）の切替要領によること。

b 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当

するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、山形県職員等の給与に関する条例第6条第1項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限るものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

② 諸手当

a 諸手当

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当の支給割合及び管理職員特別勤務手当並びに特定任期付職員の勤勉手当の支給については、人事院勧告に準じて改定を行うこと。

b 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の諸手当

人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて改定すること。

c 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.950月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.775月分とすること。

d 特定任期付職員業績手当

特定任期付職員業績手当を廃止すること。

(ウ) 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、(ア)の②のbの(b)及び同(c)（手当額の改定を除く。）並びに(イ)については令和7年4月1日から実施すること。

ウ 勧告の取扱い

実施時期も含めて、勧告のと通りの給与改定が実施された。

(2) 承認及び協議

ア 基準承認等

同意年月日	任命権者	内 容
6. 8. 29	教 育	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について
6. 9. 17	教 育	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
6. 10. 3	知 事	山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)第3条の2第3項第2号に規定する「人事委員会が認める作業」について
6. 10. 4	教 育	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
7. 3. 18	教 育	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
7. 3. 25	知 事	山形県職員日額旅費支給規程の一部改正について
7. 3. 27	知 事	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第93条の3、第93条の8又は第93条の9第1項第1号に規定する「交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるもの」の取扱いについて
7. 3. 27	知 事	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)関係通知第93条の9関係第6項第1号又は第4号に規定する「交通事情等に照らして通勤が困難であると事務局長が認めるもの」の取扱いについて
7. 3. 27	警 察	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第120条第2項第8号に定める人事委員会が認める職員について

イ 個別承認

(7) 規則５－１に基づく承認

種 別	規則条項		知 事		教 育		警 察		その他		合 計	
			件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
資 格 基 準	50条	局 長										
在 級 年 数	15条	局 長										
初 任 給	16条	局 長	1	12							1	12
	22条	局 長										
	23条	局 長	2	21							2	21
	24条	局 長										
	51条	委員会	1	1							1	1
	計		4	34							4	34
昇 格	25条	局 長					1	5			1	5
	51条	委員会										
	計						1	5			1	5
降 格	29条	局 長										
給 料 表 の 異 動	30条	局 長										
	32条	局 長	2	14	2	29					4	43
	計		2	14	2	29					4	43
給 料 の 訂 正	49条	局 長										
死 亡 に よ る 特 別 昇 格 等	27条	局 長					1	2			1	2
	43条											
職 務 の 級 の 決 定 の 特 例	51条	委員会										
そ の 他	51条	委員会										
合 計			6	48	2	29	2	7			10	84

(イ) 規則４－５に基づく承認

種 別	規則条項	知 事		教 育		警 察		その他		合 計	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
昇 格	4条 局 長	該当なし									

ウ 各種協議

同意年月日	任命権者	内 容
6. 6. 4	知 事	山形県人事委員会規則5－1(給与の支給に関する基準と 手続)第120条第3項第8号に定める「人事委員会が認める 職員」について
6. 9. 26	知 事	外国旅行の旅費の調整について
6. 11. 13	知 事	外国旅行の旅費の調整について
7. 2. 6	警 察	山形県人事委員会規則5－1(給与の支給に関する基準と 手続)第117条の「やむを得ない事情」について

(3) 支払監理

区 分	知 事	教 育	警 察
公署数		8	2

3 任用関係業務

(1) 県職員採用試験（大学卒業程度）

ア 実施概要

○令和6年4月21日実施分

項 目	内 容
告 知	R 6 . 3 . 1 （金）
受 験 申 込 受 付 期 間	インターネット：R 6 . 3 . 1 （金） ～ 3 . 28 （木）（午後5時15分までの受信有効）
試 験 区 分	行政、総合土木、林業、病院経営
受 験 資 格	(1) S 60 . 4 . 2 から H15 . 4 . 1 までに生まれた者 (2) H15 . 4 . 2 以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は R 7 . 3 . 31 までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
第 1 次 試 験	試験日 R 6 . 4 . 21 （日） 場 所 山形大学小白川キャンパス ビジョンセンター浜松町 内 容 教養試験（多肢選択式 70 問 70 分） 論文試験（1時間 第2次試験種目） 適性検査（第2次試験種目）
第 1 次 合 格 者 発 表	R 6 . 5 . 1 （水）15：00

項 目	内 容
第 2 次 試 験	試験日 R 6 . 5 . 17 （金）～ 6 . 23 （木） 場 所 山形県庁 内 容 人物試験（個別面接）
採用候補者名簿確定	R 6 . 6 . 4 （火）
最 終 合 格 者 発 表	R 6 . 6 . 4 （火）
旧 名 簿 失 効	R 6 . 6 . 4 （火）

○令和6年6月16日実施分

項 目	内 容
告 知	R 6 . 4 . 26 (金)
受 験 申 込 受 付 期 間	インターネット：R 6 . 4 . 26 (金) ～ 5 . 23 (木) (午後5時15分までの受信有効)
試 験 区 分	行政、警察行政、病院経営、福祉・心理、総合土木、建築、化学、一般農業（農業）、一般農業（畜産）、林業、水産、電気、電子情報、工業化学、農芸化学、工業デザイン
受 験 資 格	(1) S 60 . 4 . 2 から H 15 . 4 . 1 までに生まれた者 (2) H 15 . 4 . 2 以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は R 7 . 3 . 31 までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者 (3) 「福祉・心理」については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又は R 7 . 3 . 31 までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	試験日 R 6 . 6 . 16 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス 立教大学池袋キャンパス 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2 時間 30 分） 専門試験（多肢選択式 40 問 2 時間） 外国語資格調査
第 1 次 合 格 者 発 表	R 6 . 6 . 24 (月) 15 : 00

項 目	内 容
第 2 次 試 験	試験日 R 6 . 6 . 30 (日)、7 . 16 (火) ～ 7 . 30 (火) 場 所 山形県庁 内 容 論文試験（1 時間） 人物試験（集団討論、個別面接、適性検査）
採用候補者名簿確定	R 6 . 8 . 9 (金)
最 終 合 格 者 発 表	R 6 . 8 . 9 (金)
旧 名 簿 失 効	R 6 . 8 . 9 (金)

○再募集（令和6年11月17日実施分）

項 目	内 容
告 知	R 6.10. 2（水）
受 験 申 込 受 付 期 間	インターネット：R 6.10. 2（水） ～11. 7（木）（午後5時15分までの受信有効）
試 験 区 分	福祉・心理、総合土木、建築、一般農業（畜産）、林業、水産、電気、工業化学、病院経営
受 験 資 格	(1) S 60. 4. 2 から H15. 4. 1 までに生まれた者 (2) H15. 4. 2 以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は R 7. 3.31 までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者 (3) 「福祉・心理」については、社会福祉法（昭和26年法律第45号） 第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又はR 7. 3.31 までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	試験日 R 6.11.17（日） 場 所 山形県庁 内 容 教養試験（多肢選択式 40問 2時間） 専門試験（多肢選択式 30～40問 2時間） 論文試験（1時間 第2次試験種目） 適性検査（第2次試験種目） 外国語資格調査
第 1 次 合 格 者 発 表	R 6.11.28（木）

項 目	内 容
第 2 次 試 験	試験日 R 6.12. 7（土） 場 所 山形県庁 内 容 人物試験（個別面接）
採用候補者名簿確定	R 6.12.19（木）
最 終 合 格 者 発 表	R 6.12.19（木）
旧 名 簿 失 効	R 6.12.19（木）

イ 専門試験の出題分野

○令和6年6月16日実施分

試験区分	出題分野	出題形式
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学	多肢選択式
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学	
病院経営	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、経営学、統計学	
福祉・心理	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学	
総合土木	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物	
建築	数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	
化学	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学	
一般農業（農業）	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学、家政学一般、農村計画	
一般農業（畜産）	栽培学汎論、作物学、土壤肥料学、農業経済一般、食品科学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般	
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学	
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学	
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	
電子情報	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	
工業化学	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学	
農芸化学	一般化学、分析化学、有機化学、生物有機化学、生物化学、土壌学・植物栄養学、食品科学、応用微生物学	
工業デザイン	デザイン史、材料学、人間工学、色彩学、機構・構造学、図学	

○再募集（令和6年11月17日実施分）

試験区分	出題分野	出題形式
福祉・心理	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学	多肢選択

総 合 土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物	式
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工	
一 般 農 業 （ 畜 産 ）	栽培学汎論、作物学、土壌肥科学、農業経済一般、食品科学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般	
林 業	森林施策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学	
水 産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学	
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	
工 業 化 学	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学	
病 院 経 営	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、国際関係	

ウ 試験結果

○令和6年4月21日実施分

（単位：人、倍）

試験区分	区 分	申 込 者 数	受 験 者 数 (a)	合 格 者 数		倍 率 (a / b)	採 用 者 数
				1 次	最終(b)		
行 政		228	177	68	30	5.9	19
総 合 土 木		25	23	15	12	1.9	8
林 業		8	5	4	2	2.5	2
病 院 経 営		17	16	5	2	8.0	2
計		278	221	92	46	4.8	31

※採用者数は、R7.4.1確定

○令和6年6月16日実施分

（単位：人、倍）

試験区分	区 分	申 込 者 数	受 験 者 数 (a)	合 格 者 数		倍 率 (a / b)	採 用 者 数
				1 次	最終(b)		
行 政		200	170	130	71	2.4	44
警 察 行 政		26	19	7	4	4.8	3
病 院 経 営		1	1	1	0	-	0
福 祉 ・ 心 理		14	12	10	4	3.0	4
総 合 土 木		11	10	6	4	2.5	4
建 築		3	2	2	2	1.0	2

化 学	8	6	4	2	3.0	2
一般農業(農業)	30	27	24	15	1.8	14
一般農業(畜産)	3	3	3	2	1.5	2
林 業	8	5	5	4	1.3	3
水 産	1	1	0	-	-	0
電 気	3	3	2	2	1.5	1
電 子 情 報	5	5	4	1	5.0	1
工 業 化 学	0	-	-	-	-	0
農 芸 化 学	2	2	2	1	2.0	1
工業デザイン	3	2	1	1	2.0	1
計	318	268	201	113	2.4	82

※採用者数は、R 7. 4. 1 確定

○再募集（令和6年11月17日実施分）

（単位：人、倍）

試験区分 区 分	申込者数	受験者数 (a)	合 格 者 数		倍 率 (a / b)	採用者数
			1 次	最終(b)		
福 祉 ・ 心 理	15	11	9	3	3.7	2
総 合 土 木	13	9	3	3	3.0	3
建 築	1	1	0	-	-	0
一般農業(畜産)	4	3	2	0	-	0
林 業	1	1	0	-	-	0
水 産	3	3	2	1	3.0	1
電 気	7	6	2	1	6.0	1
工 業 化 学	8	6	4	1	6.0	1
病 院 経 営	5	4	4	2	2.0	2
計	57	44	26	11	4.0	10

※採用者数は、R 7. 4. 1 確定

エ 受験者の状況

① 受験者数の推移

○令和6年4月21日実施分

(単位：人)

年 度 試験区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
行 政					177
総 合 土 木					23
林 業					5
病 院 経 営					16
計					221

○令和6年6月16日実施分

(単位：人)

年 度 試験区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
行 政	300	277	239	188	170
警 察 行 政	46	36	25	13	19
病 院 経 営	11	6	5	5	1
福 祉 ・ 心 理	29	22	11	17	12
総 合 土 木	25	29	29	27	10
建 築	3	7	2	5	2
化 学	10	8	7	10	6
一般農業(農業)	23	21	22	14	27
一般農業(畜産)	7	3	8	6	3
林 業	7	10	10	5	5
水 産	6	5	3	3	1
電 気	12	11	8	8	3
電 子					
機 械					
電 子 情 報		2		2	5
工 業 化 学	5	6			
農 芸 化 学					2

工業デザイン					2
少年補導専門官					
警察科学(化学)					
警察科学(法医)		6			
警 察 建 築	1	2	3		
警 察 電 気					
計	485	451	372	303	268

○再募集（令和6年11月17日実施分）

（単位：人）

年 度 試験区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
福 祉 ・ 心 理					11
総 合 土 木	18	10	10	6	9
建 築				2	1
一般農業（農業）				8	
一般農業（畜産）				6	3
林 業	9	13	5	5	1
水 産					3
電 気			5		6
工 業 化 学			2		6
電 子 情 報				3	
病 院 経 営		15	10	8	4
計	27	38	32	38	44

② 出身学校（令和6年度）

○令和6年4月21日実施分

（単位：人）

試験区分		大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	中 学	計
		国 立	公 立	私 立					
行 政	受験者	63	13	92	1	1	7		177
	合格者	16	3	9			2		30
総 合 土 木	受験者	9		10	1		3		23
	合格者	8		3			1		12
林 業	受験者	3		2					5
	合格者	1		1					2
病 院 経 営	受験者	6	1	7			2		16
	合格者			2					2
計	受験者	81	14	111	2	1	12		221
	合格者	25	3	15			3		46

○令和6年6月16日実施分

（単位：人）

試験区分		大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	中 学	計
		国 立	公 立	私 立					
行 政	受験者	91	9	55	1	6	8		170
	合格者	58	3	10					71
警 察 行 政	受験者	1		14		1	3		19
	合格者			3		1			4
病 院 経 営	受験者		1						1
	合格者								
福 祉 ・ 心 理	受験者	2	3	7					12
	合格者		1	3					4
総 合 土 木	受験者	5		4			1		10
	合格者	1		2			1		4
建 築	受験者	1	1						2
	合格者	1	1						2
化 学	受験者	5		1					6
	合格者	2							2
一般農業(農業)	受験者	23	1	3					27
	合格者	13		2					15
一般農業(畜産)	受験者	1		2					3
	合格者	1		1					2
林 業	受験者	4		1					5
	合格者	4							4
水 産	受験者	1							1
	合格者								

電 気	受験者	3							3
	合格者	2							2
電 子 情 報	受験者	3		1	1				5
	合格者	1							1
工 業 化 学	受験者								
	合格者								
農 芸 化 学	受験者	2							2
	合格者	1							1
工業デザイン	受験者			2					2
	合格者			1					1
計	受験者	142	15	90	2	7	12		268
	合格者	84	5	22		1	1		113

○再募集（令和6年11月17日実施分）

（単位：人）

試験区分 学 歴 区 分		大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	中 学	計
		国 立	公 立	私 立					
福 祉 ・ 心 理	受験者	2		8			1		11
	合格者	1		2					3
総 合 土 木	受験者	3		5			1		9
	合格者	2					1		3
建 築	受験者			1					1
	合格者								
一般農業(畜産)	受験者	2		1					3
	合格者								
林 業	受験者			1					1
	合格者								
水 産	受験者	2		1					3
	合格者	1							1
電 気	受験者	3		3					6
	合格者	1							1
工 業 化 学	受験者	6							6
	合格者	1							1
病 院 経 営	受験者	2		2					4
	合格者	1		1					2
計	受験者	20		22			2		44
	合格者	7		3			1		11

(2) 県職員採用試験（短大卒業程度）

ア 実施概要

項 目	内 容
告 知	R 6. 8. 2（金）
受験申込受付期間	インターネット：R 6. 8. 2（金） ～8.29（木）（午後5時15分までの受信有効）
試 験 区 分	保育士
受 験 資 格	S 60. 4. 2 から H 17. 4. 1 までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又は R 7. 3. 31 までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	日 時 R 6. 9. 29（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2 時間） 専門試験（多肢選択式 40 問 2 時間）
第 1 次合格者発表	R 6. 10. 7（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 6. 10. 13（土）、29（火） 場 所 山形県庁 内 容 作文試験（1 時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）
採用候補者名簿確定	R 6. 11. 13（水）
最終合格者発表	R 6. 11. 13（水）
旧 名 簿 失 効	R 6. 11. 13（水）

イ 試験結果

（単位：人、倍）

区 分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合 格 者 数		倍 率 (a / b)	採用者数
			1 次	最終(b)		
保 育 士	11	9	5	5	1.8	5

※採用者数は、R 7. 4. 1 確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

（単位：人）

年 度 試験区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
保 育 士	10	14	7	4	9

② 出身学校（令和6年度）

（単位：人）

試験 区分		大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	計
		国 立	公 立	私 立				
保 育 士	受験者	1			8			9
	合格者	1			4			5

(3) 県職員採用試験（高校卒業程度）、市町村立学校事務職員採用試験

ア 実施概要

項 目	内 容
告 知	R 6 . 8 . 2 （金）
受験申込受付期間	インターネット：R 6 . 8 . 2 （金） ～ 8 . 29 （木）（午後 5 時 15 分までの受信有効）
試 験 区 分	（高校卒業程度）行政、警察行政、総合土木 （市町村立学校事務職員）
受 験 資 格	H15. 4 . 2 から H19. 4 . 1 までに生まれた者で、学校教育法による大学 （短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者 又は R 7 . 3 . 31 までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 6 . 9 . 29 （日） 場 所 山形大学小白川キャンパス、庄内総合支庁 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2 時間） 専門試験（多肢選択式 40 問 2 時間、総合土木のみ）
第 1 次合格者発表	R 6 . 10 . 7 （月）
第 2 次 試 験	日 時 R 6 . 10 . 13 （土）、23 （水）、24 （木）、28 （月）30 （水）、31 （木） 場 所 山形県庁 内 容 作文試験（1 時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）
採用候補者名簿確定	R 6 . 11 . 13 （水）
最 終 合 格 者 発 表	R 6 . 11 . 13 （水）
旧 名 簿 失 効	R 6 . 11 . 13 （水）

イ 試験結果

(単位：人、倍)

試験区分		区 分	申 込 者 数	受 験 者 数 (a)	合 格 者 数		倍 率 (a / b)	採 用 者 数
					1 次	最終 (b)		
高 校 卒 業 程 度	行 政		79	72	53	25	2.9	22
	警 察 行 政		44	40	29	15	2.7	8
	総 合 土 木		14	13	7	5	2.6	5
	計		137	125	89	45	2.8	35
市町村立学校事務職員			25	24	11	5	4.8	5

※採用者数は、R 7. 4. 1 確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

試験区分		年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
高 校 卒 業 程 度	行 政		106	85	66	80	72
	警 察 行 政		59	58	50	52	40
	総 合 土 木		7	20	15	17	13
	計		172	163	131	149	125
市町村立学校事務職員			132	114	56	27	24

※市町村立学校事務のR 3 以前は、小・中学校事務Ⅰ・Ⅱの合計人数

② 出身学校（令和6年度）

（単位：人）

試験 区分			学歴	短大 高専	専門 学校	高 校		中 学	計
						公 立	私 立		
高 校 卒 業 程 度	行 政	受験者	5	19	35	13		72	
		合格者	4	9	10	2		25	
	警察行政	受験者	1	8	21	10		40	
		合格者		3	10	2		15	
	総合土木	受験者			13			13	
		合格者			5			5	
	計	受験者	6	27	69	23		125	
		合格者	4	12	25	4		45	
市町村立学校 事務職員		受験者	6	2	12	4		24	
		合格者	2		3			5	

(4) 警察官採用試験

ア 実施概要

① 警察官 A (男性)

項 目	内 容
告 知	R 6. 4. 16 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 6. 4. 16 (火) ～ 6. 17 (月) (消印有効) インターネット：R 6. 4. 16 (火) ～ 6. 17 (月) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
受 験 資 格	H元. 4. 2 から H19. 4. 1 までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又は R 7. 3. 31 までに卒業見込みの者に限る。
第 1 次 試 験	日 時 R 6. 7. 14 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署、ワイム貸会議室赤坂スターゲートプラザ 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2 時間）、作文試験（1 時間 第 2 次試験種目）、外国語資格調査
第 1 次合格者発表	R 6. 7. 23 (火)
第 2 次 試 験	日 時 R 6. 8. 10 (日)、23 (金)、26 (月)、27 (火) 場 所 山形県警察学校 内 容 人物試験（集団討論、個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査
採用候補者名簿確定	R 6. 9. 17 (金)
最終合格者発表	R 6. 9. 17 (金)
旧 名 簿 失 効	R 6. 9. 17 (金)

② 警察官 A (女性)

項 目	内 容
告 知	R 6. 4. 16 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 6. 4. 16 (火) ～ 6. 17 (月) (消印有効) インターネット：R 6. 4. 16 (火) ～ 6. 17 (月) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
受 験 資 格	H元. 4. 2 から H19. 4. 1 までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又は R 7. 3. 31 までに卒業見込みの者に限る。
第 1 次 試 験	日 時 R 6. 7. 14 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署、ワイム貸会議室赤坂スターゲートプラザ 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2 時間）、作文試験（1 時間 第 2 次試験種目）、外国語資格調査
第 1 次合格者発表	R 6. 7. 23 (火)
第 2 次 試 験	日 時 R 6. 8. 10 (日)、23 (金)、26 (月) 場 所 山形県警察学校 内 容 人物試験（集団討論、個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査
採用候補者名簿確定	R 6. 9. 17 (金)
最終合格者発表	R 6. 9. 17 (金)
旧 名 簿 失 効	R 6. 9. 17 (金)

③ 警察官 A (武道指導)

項 目	内 容
告 知	R 6. 4. 16 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 6. 4. 16 (火) ～ 6. 17 (月) (消印有効) インターネット：R 6. 4. 16 (火) ～ 6. 17 (月) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
受 験 資 格	H 元. 4. 2 から H 19. 4. 1 までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学 (短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。) を卒業した者又は R 7. 3. 31 までに卒業見込みの者で、かつ、次の要件をすべて満たす者に限る。 ＜武道指導・柔道＞ ・柔道の段位が 3 段以上の者又は R 7. 3. 31 までに 3 段を取得する見込みの者 ＜武道指導・剣道＞ ・剣道の段位が 3 段以上の者又は R 7. 3. 31 までに 3 段を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	日 時 R 6. 7. 14 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署、ワイム貸会議室赤坂スターゲートプラザ 内 容 教養試験 (多肢選択式 50 問 2 時間)、作文試験 (1 時間 第 2 次試験種目)
第 1 次合格者発表	R 6. 7. 23 (火)
第 2 次 試 験	日 時 R 6. 8. 10 (土)、11 (日)、27 (火) 場 所 山形県警察学校、山形県警察三隊合同庁舎 内 容 人物試験 (個別面接及び適性検査)、身体測定、身体検査、体力検査、実技試験
採用候補者名簿確定	R 6. 9. 17 (金)
最 終 合 格 者 発 表	R 6. 9. 17 (金)
旧 名 簿 失 効	R 6. 9. 17 (金)

④ 警察官B（男性）

項 目	内 容
告 知	R 6. 4. 16（火）
受験申込受付期間	郵送・持参：R 6. 7. 12（金）～8. 26（月）（消印有効） インターネット：R 6. 7. 12（金） ～8. 26（月）（午後5時15分までの受信有効）
受 験 資 格	H元. 4. 2からH19. 4. 1までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又はR 7. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 6. 9. 22（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2時間）、作文試験（1時間第2次試験種目）、外国語資格調査
第1次合格者発表	R 6. 10. 7（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 6. 10. 20（日）、11. 5（火）、8（金） 場 所 山形県警察学校 内 容 人物試験（個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査
採用候補者名簿確定	R 6. 11. 28（木）
最終合格者発表	R 6. 11. 28（木）
旧 名 簿 失 効	R 6. 11. 28（木）

⑤ 警察官B（女性）

項 目	内 容
告 知	R 6. 4. 16（火）
受験申込受付期間	郵送・持参：R 6. 7. 12（金）～8. 26（月）（消印有効） インターネット：R 6. 7. 12（金） ～8. 26（月）（午後5時15分までの受信有効）
受 験 資 格	H元. 4. 2からH19. 4. 1までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又はR 7. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 6. 9. 22（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2時間）、作文試験（1時間第2次試験種目）、外国語資格調査
第1次合格者発表	R 6. 10. 7（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 6. 10. 20（日）、11. 5（火）、8（金）、11（月） 場 所 山形県警察学校 内 容 人物試験（個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査
採用候補者名簿確定	R 6. 11. 28（木）
最終合格者発表	R 6. 11. 28（木）
旧 名 簿 失 効	R 6. 11. 28（木）

イ 試験結果

(単位：人、倍)

区分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
警察官 A (男性)	127	81	56	20	4.1	17
警察官 A (女性)	53	36	27	6	6.0	4
警察官 A (武道・柔道)	0	0	0	0	-	0
警察官 A (武道・剣道)	2	2	1	1	2.0	1
警察官 B (男性)	94	70	53	23	3.0	21
警察官 B (女性)	48	40	31	12	3.3	10
計	324	229	168	62	3.7	53

※採用者数は、R 7. 4. 1 確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

年度 試験区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
警察官 A (男性)	166	139	96	83	81
警察官 A (女性)	45	40	28	29	36
警察官 A (武道・柔道)	1	1	-	1	0
警察官 A (武道・剣道)	0	-	1	2	2
警察官 B (男性)	168	154	109	102	70
警察官 B (女性)	53	37	39	27	40
計	433	371	273	244	229

② 出身学校 (令和 6 年度)

(単位：人)

区分 試験区分	学歴	大 学		短 大 専 高 大 専	専 門 校 学 校	高 校 学 中 学	計
		国公立	私 立				
警察官 A (男性)	受験者	13	68				81
	合格者	2	18				20
警察官 A (女性)	受験者	9	27				36
	合格者	2	4				6
警察官 A (武道・柔道)	受験者						
	合格者						
警察官 A (武道・剣道)	受験者		2				2
	合格者		1				1
警察官 B (男性)	受験者			1	17	52	70
	合格者				6	17	23
警察官 B (女性)	受験者			2	4	34	40
	合格者				1	11	12
計	受験者	22	97	3	21	86	229
	合格者	4	23		7	28	62

(5) 採用選考（任命権者に委任しているものを除く。）

ア 採用選考（R6.4.1～R7.3.31 承認ベース）

（単位：人）

根拠規定	職位職名	任命権者	知 事	議 会	教 育 委 員 会	警 本 察 部	病 院 事 業 局	計
8条1号 （係長級 以上の 職）	職務分類表1 （職務分類表 2及び3以外 の職）	部 長 級	2					2
		次 長 級	3		1			4
		課 長 級	6		11			17
		課長補佐級	2		4	1		7
		主 査 級	2		3			5
		係 長 級	3					3
	職務分類表2 （警察官）	参 事 官 級						
		課 長 級						
		課 次 長 級						
		課長補佐級				2		2
		係 長 級						
	小 計		18		19	3		40
8条2号 （国、他 県からの 割愛）	職務分類表1 （職務分類表 2及び3以外 の職）	部 長 級						
		次 長 級						
		課 長 級				1		1
		課長補佐級						
		主 査 級	1					1
		係 長 級				2		2
		主 事 級	8			1		9
	職務分類表2 （警察官）	部 長 級				1		1
		参 事 官 級						
		課 長 級				3		3
		課 次 長 級				1		1
		課長補佐級				8		8
		係 長 級				4		4
		係 員				5		5
	小 計		9			26		35

(単位：人)

根拠規定	職位職名	任命権者	知 事	議 会	教 育 委 員 会	警 察 本 部	病 院 事 業 局	計
8条8号 (試験によ ることが不 適当と人事 委員会が認 める職)	行 政 (社 会 人 経 験 者)		12					12
	行 政 (I C T)		1					1
	行 政 (国 際 ・ 観 光)		2					2
	行 政 (障 が い)		2					2
	総合土木(社会人経験者)		1					1
	林 業 (社 会 人 経 験 者)		1					1
	産業技術短期大学校指導員		2					2
	学 芸 員 (歴 史)		1					1
	警 察 官 (再 採 用)					1		1
	小 計		22			1		23
合 計			49		19	30		98

イ 選考試験（公募によるもの）

(単位：人、倍)

試験区分	区 分	申 込 者 数	受 験 者 数 (a)	合 格 者 数		倍 率 (a / b)	採用者数
				1 次	最終(b)		
産業技術短大指導員		16	2		1	2.0	0
再 募 集		11	3		2	1.5	2
再々募集		2	2		2	1.0	0
行政(社会人経験者)		9	8	4	1	8.0	1
行政(社会人経験者) UIJターン枠		18	17	10	6	2.8	5
行政(社会人経験者) 若者定着促進枠		19	19	16	6	3.2	6
行 政 (I C T)		5	4		1	4.0	1
行政(国際・観光)		8	7		2	3.5	2
行 政 (障 が い)		18	15	6	2	7.5	2
総合土木(社会人経験者)		4	2		2	1.0	0
2 回 目		6	5		2	2.5	1
林業(社会人経験者)		1	1		1	1.0	1
2 回 目		2	2		2	1.0	2
学芸員（歴史）		25	20	6	1	20.0	1
学芸員（植物）		4	4	4	0	-	-
埋蔵文化財保護業 務に従事する職員		3	2	2	0	-	-
研 究 技 能 員		7	7	4	2	3.5	2

※なお、合格者数の1次の欄が斜線の試験区分は、1次試験と2次試験に分けず一括して実施

4 審査関係業務

(1) 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、これを審査し、判定を行う。その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する地方公共団体の機関に対し必要な勧告を行う。

令和6年度における措置要求事案の処理状況は、次のとおりである。

事案名	要求内容	処理結果 (年月日)	備 考
令和6年(措) 第1号要求事案	休暇関係	棄却 (R6.7.24)	

(2) 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、同法第49条の3から第51条までの規定に基づき、これを審査し、審査請求に理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行う。また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱を是正するための指示を行う。

令和6年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

事案名	処分内容	処分事由	審理方式	処理結果 (年月日)	備 考
令和6年(審) 第1号請求事案	懲戒処分:免職	欠勤	非公開 口頭審理	処分承認 (R6.12.19)	
令和6年4月9日 付け請求事案	昇給区分の決定 (E)	—	書面審理	却下 (R6.4.23)	不受理
令和6年9月25日 付け請求事案	勤勉手当の成績率 の決定(良好でない)	—	書面審理	却下 (R6.11.28)	不受理
令和7年(審) 第1号請求事案	懲戒処分:免職	酒気帯び運転	書面審理	—	係属中

(3) 不利益処分に関する審査請求の裁決取消訴訟

不利益処分に関する審査請求の裁決を受けた職員が、行政事件訴訟法第3条第3項の規定に基づき、当該裁決をした行政庁が所属する地方公共団体を被告として、当該裁決の取消しを求める訴訟を提起した場合、地方公務員法第8条の2の規定に基づき、人事委員会が地方公共団体を代表し、これを遂行する。

令和6年度における裁決取消訴訟の処理状況は、次のとおりである。

事件名	請求原因	審理状況	備考
令和5年(行ウ) 第11号裁決取消 請求事件 令和6年(行コ) 第10号裁決取消 控訴事件 令和7年(行ヒ) 第3号裁決取消 上告受理事件	昇給区分(E)を不服とする 審査請求を却下	〔山形地方裁判所〕 第1回口頭弁論(R6.1.22)結審 判決:棄却(R6.3.19) 〔仙台高等裁判所〕 第1回口頭弁論(R6.7.2)結審 判決:棄却(R6.9.17) 〔最高裁判所〕 決定:不受理(R7.5.9)	R6.3.31 控訴 令和6年(行コ)第10号 上告受理申立 令和7年(行ヒ)第3号
令和6年(行ウ) 第3号裁決取消 請求事件 令和6年(行コ) 第25号裁決取消 控訴事件	勤勉手当の成績率の決定 (良好でない)を不服とする 審査請求を却下	〔山形地方裁判所〕 第1回口頭弁論(R6.7.16) 第2回口頭弁論(R6.9.3) 第3回口頭弁論(R6.10.1)結審 判決:棄却(R6.11.26) 〔仙台高等裁判所〕 第1回口頭弁論(R7.3.11)結審 判決:棄却(R7.5.20)	R6.12.8 控訴 令和6年(行コ)第25号
令和6年(行ウ) 第8号裁決取消 請求事件 令和7(行コ) 第10号裁決取消 控訴事件	昇給区分(E)を不服とする 審査請求を却下	〔山形地方裁判所〕 第1回口頭弁論(R7.1.14)結審 判決:棄却(R7.3.18) 〔仙台高等裁判所〕 原告より控訴取下げ(R7.5.20)	R7.3末 控訴 令和7年(行コ)第10号

(4) 職員の苦情相談制度

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談があった場合に、相談者に対して制度の説明や助言等を行うほか、必要に応じて、関係当事者に対して指導、あっせん等の措置を行う。

令和6年度における苦情相談の処理状況は、次のとおりである。

区 分	転任・ 昇任	辞職	給与	勤務 条件	服務	厚生 福祉	ハラス メント	人事 評価	その他	計
県 分	1	3	1	3	1		7		2	18
委 託 団体分	1	2					1		1	5

5 監理関係業務

(1) 管理職員等の範囲改正

組織の改編等により、次のような改正を行った。

① 県関係

○令和7年4月1日改正（令和7年4月組織改編関係）

ア 追加指定した職

機関			職
知事部局	本庁	(みらい企画創造部)	いきいき山形未来企画監
			交通機能強化・D X推進監
		(総務部秘書課)	秘書専門員
		(総務部人事課)	企画人材係長
教育局	本局		教育D X推進監
			学力向上推進監
人事委員会事務局			任用・公平専門員

イ 削除する職

機関			職
知事部局	本庁	(みらい企画創造部)	総合発展計画・D X推進監
人事委員会事務局			企画主査

② 委託団体関係

○ 令和7年5月16日改正（令和7年4月組織改編関係）

ア 追加指定した職

団体名	機 関	職
山形市	市長部局	D X推進監
	市長部局	文化スポーツ政策調整監
	市長部局	動物愛護センター長
	教育委員会事務局	総合学習センター所長
	教育委員会事務局	総括主幹（教育委員会事務局教育総務課に置くものに限る）
天童市	市長部局	危機管理監
	市長部局	こども家庭センター所長
大江町	教育委員会事務局	学校再編準備室長
北村山広域行政事務組合	理事会部局	事務局長

イ 削除した職

団体名	機 関	職
山形市	市長部局	住宅政策推進監
真室川町	町長部局	総看護師長

(2) 職員団体の登録

① 令和7年3月末現在登録されている団体数 [() 内は法人格を有するもの]

県 関 係	8 (4)
委 託 団 体 関 係	3 6 (1 1)
市 町 村	3 4 (1 0)
一 部 事 務 組 合	2 (1)

② 変更登録状況 (令和6年度)

区 分	変更登録 組 合 数	登 録 事 項 別 件 数				
		名 称	所在地	規 約	役 員	計
県 関 係	5				5	5
委託団体関係	3 0			1	2 9	3 0
計	3 5			1	3 4	3 5

登 録 職 員 団 体 一 覧 表

登 録 番 号	職 員 団 体 名	登録年月日	単位・連合	法人格付与の有無 (申出受理年月日)		主 た る 事 務 所 の 所 在 地	役 員 の 任 期
県 2	山形県高等学校障がい児学校 教 職 員 組 合	S41.10. 8	単位	有	S47. 7.10	山形市木ノ実町12番37号	4／1～3／31
〃 3	自治労山形県職員労働組合	〃	〃	〃	S50. 7.23	山形市松波二丁目8番1号	1年(大会～大会)(7/1～6/30)
〃 4	山 形 県 教 職 員 組 合	〃	〃	〃	S44. 7.25	山形市木ノ実町12番37号	2年(会計監査委員1年)(4/1～翌々年3/31)
〃 5	米 沢 市 教 職 員 組 合	H 3. 8. 6	〃	無		米沢市門東町2－3－27(教育と文化の会館内)	執行委員長・書記長2年、他の役員1年
〃 6	東 置 賜 教 職 員 組 合	〃	〃	〃		南陽市二色根45－2(労働福祉会館内)	2年(4／1～翌々年3／31)
〃 7	北 村 山 教 職 員 組 合	H 4.11.26	〃	有	H16. 1.23	村山市楯岡大沢川5－4(北村山教育会館内)	2年(4／1～翌々年3／31)
〃 8	全 山 形 教 職 員 組 合	H 5. 1.19	連合	無		山形市薬師町2－6－15 新発見ビル2F	1年(定期大会～次期定期大会)
〃 9	山形県高校教職員組合	H21. 1.15	単位	〃		山形市薬師町2－6－15 新発見ビル2F	4／1～3／31
市 1	大石田町職員労働組合	S41.10. 8	〃	〃		大石田町緑町1番地	11月～10月
〃 2	寒河江市職員労働組合	〃	〃	〃		寒河江市中央一丁目9番45号	6／1～5／31
〃 3	庄内町職員労働組合	〃	〃	〃		庄内町余目字町132番地の1	7／1～6／末
〃 4	新 庄 市 職 員 労 働 組 合	〃	〃	〃		新庄市沖の町10番37号	大会～次期大会
〃 6	戸 沢 村 職 員 労 働 組 合	〃	〃	〃		戸沢村大字古口270番地	6／1～5／31
〃 7	山 辺 町 職 員 労 働 組 合	〃	〃	〃		山辺町緑ヶ丘5番地	大会～次期大会
〃 8	天 童 市 職 員 労 働 組 合	〃	〃	〃		天童市老野森一丁目1番地の1	大会～次期大会
〃 13	西 川 町 職 員 労 働 組 合	〃	〃	〃		西川町大字海味510番地	12／1～11／30
〃 14	三 川 町 職 員 労 働 組 合	〃	〃	〃		三川町大字横山字西田85番地	5／1～4／30
〃 15	上 山 市 職 員 労 働 組 合	〃	〃	〃		上山市河崎一丁目1番10号	1年(大会～大会)
〃 16	高 畠 町 職 員 労 働 組 合	〃	〃	有	S41.10. 8	高畠町大字高畠436番地	1年(大会～大会)
〃 17	遊 佐 町 職 員 労 働 組 合	〃	〃	〃	S41.10. 8	遊佐町大字遊佐町舞鶴202番地	1年
〃 19	朝 日 町 職 員 労 働 組 合	〃	〃	無		朝日町大字宮宿1115番地	4／1～3／31
〃 20	山形市役所職員労働組合	〃	〃	有	S41.10. 8	山形市旅籠町二丁目3番25号	1年
〃 21	村 山 市 職 員 労 働 組 合	〃	〃	〃	S41.10. 8	村山市中央一丁目3番6号	10月～9月
〃 23	尾 花 沢 市 職 員 労 働 組 合	〃	〃	〃	S55. 7.19	尾花沢市若葉町一丁目2の3	1年(大会～大会)
〃 24	東 根 市 職 員 労 働 組 合	〃	〃	〃	S55. 7. 1	東根市中央一丁目1番1号	10／1～9／30
〃 25	河 北 町 職 員 労 働 組 合	〃	〃	〃	S57. 9. 1	河北町谷地戊81番地	10／1～9／30
〃 26	舟 形 町 職 員 労 働 組 合	〃	〃	〃	S53.12. 7	舟形町舟形263番地	2年

登 録 番 号	職 員 団 体 名	登録年月日	単位・連合	法人格付与の有無 (申出受理年月日)		主 た る 事 務 所 の 所 在 地	役 員 の 任 期
市 2 9	中 山 町 職 員 労 働 組 合	S41. 10. 8	単位	無		中山町大字長崎 1 2 0 番地	大会 ～次期大会
〃 3 0	長 井 市 職 員 労 働 組 合	〃	〃	有	S53. 8. 21	長井市栄町 1 番 1 号	大会翌日～次期大会
〃 3 1	鮭 川 村 職 員 労 働 組 合	S41. 11. 9	〃	〃	S54. 1. 25	鮭川村大字佐渡 2 0 0 3 番地の 7	1 年 (大会～大会)
〃 3 2	川 西 町 職 員 労 働 組 合	S42. 6. 28	〃	無		川西町大字上小松 9 7 7 番地の 1	1 年 (総会～総会)
〃 3 3	大 江 町 職 員 労 働 組 合	S42. 8. 1	〃	〃		大江町大字左沢 8 8 2 番地の 1	6 / 1 ～ 5 / 3 1
〃 3 6	南 陽 市 職 員 組 合	S43. 4. 5	〃	〃		南陽市三間通 4 3 6 番地の 1	1 1 / 1 ～ 1 0 / 3 1
〃 3 7	金 山 町 職 員 労 働 組 合	S44. 7. 25	〃	〃		金山町大字金山 3 2 4 番地の 1	1 1 / 1 ～ 1 0 / 3 1
〃 3 8	小 国 町 職 員 労 働 組 合	S45. 4. 10	〃	〃		小国町大字小国小坂町二丁目 7 0 番地	大会翌日～2年後の大会
〃 4 2	真 室 川 町 職 員 労 働 組 合	S50. 3. 24	〃	〃		真室川町大字新町 1 2 4 番の 4	1 1 / 1 ～ 1 0 / 3 1
〃 4 3	飯 豊 町 職 員 労 働 組 合	S54. 11. 20	〃	〃		飯豊町大字椿 2 8 8 8 番地	2 年
〃 4 4	大 蔵 村 職 員 労 働 組 合	S60. 6. 25	〃	〃		大蔵村大字清水 2 5 2 8 番地	1 年
〃 4 5	酒 田 市 職 員 労 働 組 合	S62. 4. 1	〃	〃		酒田市本町二丁目 2 番 4 5 号	1 年
〃 4 7	白 鷹 町 職 員 労 働 組 合	H 8. 10. 11	〃	〃		白鷹町大字荒砥甲 8 3 3 番地	1 2 / 1 ～ 1 1 / 3 0
〃 4 8	最 上 町 職 員 労 働 組 合	H10. 3. 11	〃	〃		最上町大字向町 6 4 4 番地	1 / 1 ～ 1 2 / 3 1
〃 4 9	鶴 岡 市 職 員 労 働 組 合	H10. 4. 1	〃	〃		鶴岡市馬場町 9 番 2 5 号	1 1 月定期大会～次期定期大会
組 1	東根市外二市一町共立衛生 処 理 組 合 職 員 労 働 組 合	S42. 4. 28	〃	有	H24. 2. 6	東根市大字野田字シタ 2 0 3 8 番地	1 0 / 1 ～ 9 / 3 0
〃 2	置 賜 広 域 行 政 事 務 組 合 職 員 労 働 組 合	S52. 3. 15	〃	無		書記長所在の事業所	7 / 1 ～ 1 年間

(3) 労働基準監督機関としての職権行使

① 令和6年度号別区分表

(令和6年4月1日現在)

監督機関	号別	業務内容	事業場名
労働基準監督署	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
	10号	映画・演劇業	県民文化館
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署 ※1	企業局本局、 病院事業局本局
人事委員会	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、山形職業能力開発専門校、庄内職業能力開発センター、博物館、農業総合研究センター、同研究所(4)、東北農林専門職大学、農林大学校、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(3)、 [教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館、致道館中学校、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(40)、高等学校分校(3)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、 [警察]警察学校
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病虫害防除所、同支所、総合支庁(本庁舎又は地域振興局に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課※2及び建設部を除く。)(7)、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎又は地域振興局に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(3)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部水産振興課、東京事務所、 [教育]教育局本局、教育事務所(4)、 [警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊新庄分駐隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、 [その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

() 内の数字は事業場数を示す。

※1 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。

※2 西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課を含む。

② 令和7年度号別区分表

(令和7年4月1日現在)

監督 機関	号別	業務内容	事業場名
労働基準監督署	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
	10号	映画・演劇業	県民文化館
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署※1	企業局本局、病院事業局本局
人事委員会	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、山形職業能力開発専門校、庄内職業能力開発センター、博物館、農業総合研究センター、同研究所(4)、東北農林専門職大学、農林大学校、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(3)、 [教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館、致道館中学校、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(39)、高等学校分校(3)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、 [警察]警察学校
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病虫害防除所、同支所、総合支庁(本庁舎又は地域振興局に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課※2及び建設部を除く。)(7)、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎又は地域振興局に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(3)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部庄内北部新エネ産業振興室、同部水産振興課、東京事務所、 [教育]教育局本局、教育事務所(4)、 [警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊新庄分駐隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、 [その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

() 内の数字は事業場数を示す。

※1 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。

※2 西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課を含む。

③ 特定機械等の設置状況（令和7年3月31日現在）

区 分	知 事		教育委員会		警 察 本 部		計	
	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数
ボ イ ラ ー								
第一種圧力容器	3	3	4	5			7	8
計	3	3	4	5			7	8

④ 業務実施状況

ア 許認可、検査、届出等処理件数

項 目		知 事	教育委員会	警察本部	計	備 考
時間外労働・休日労働の協定届		26	71	1	98	
非常災害時等による労働時間延長届						
宿 直 又 は 日 直 勤 務 許 可		2	1		3	
断 続 的 労 働 許 可			1		1	
解 雇 予 告 除 外 認 定			2		2	
ボイラー	設 置 届					
	落 成 検 査					
	性 能 検 査					
	廃 止 届					
	休 止 届					
	是 正 報 告					
第一種圧力容器	設 置 届					
	落 成 検 査					
	性 能 検 査					
	廃 止 届					
	休 止 届					
	是 正 報 告					
機 械 等 設 置 届						
定 期 健 康 診 断 結 果 報 告		1	1	1	3	
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告		1		1	2	
電離放射線健康診断結果報告				1	1	
特定化学物質健康結果診断報告			1	1	2	
有機溶剤等健康診断結果報告				1	1	
有機業務（歯）健康診断結果報告						
高気圧業務健康診断結果報告				1	1	
鉛 健 康 診 断 結 果 報 告				1	1	
石 綿 健 康 診 断 結 果 報 告						
労 働 者 死 傷 病 報 告		3	6		9	
衛 生 管 理 者 選 任 報 告		8	1	1	10	
産 業 医 選 任 報 告		3	1	1	5	

イ 性能検査の実施

ボイラー及び第一種圧力容器については、労働安全衛生法第41条第2項により、検査代行機関の公益社団法人ボイラー・クレーン安全協会の技術援助を受けて実施している。

ウ 事業場の号別決定

組織改編に伴い、令和7年3月に2事業場を廃止し、令和7年4月に2事業場を新設した。

【新設事業場】

部 局	事 業 場 名	号 別	備 考
知 事	庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課庄内北部新エネ産業振興室	官公署の事業	
教育委員会	米沢鶴城高等学校	12号	

【廃止事業場】

部 局	事 業 場 名	号 別	備 考
教育委員会	米沢工業高等学校	12号	両校を統合して米沢鶴城高等学校を設置
	米沢商業高等学校		

エ 事業場の個別監督調査

134の事業場に対して監督調査を実施し、問題点のあった事業場に対しては、是正するよう指導した。

部 局	号 別	調 査 事業所数	問題点を是正 するよう指導 した事業所数	内 容
知 事	12号	25	2	○ 衛生委員会関係 (安衛則第23条) ○ 宿日直許可関係 (労基法施行規則第23条)
	官公署	16	0	
教育委員会	12号	69	6	○ 時間外労働関係 (労基法第36条) ○ 宿日直許可関係 (労基法施行規則第23条)
	官公署	0	0	
警 察 本 部	12号	1	0	
	官公署	23	0	
計		134	8	

6 公平委員会の事務委託関係業務

(1) 委託状況

委託状況 団体区分	R 5 年度末の状況	R 6 年度中における変動		R 6 年度末の状況
		廃 止	新 規	
市	1 2 (米沢市を除く。)	0	0	1 2 (米沢市を除く。)
町 村	2 2 (全町村)	0	0	2 2 (全町村)
一部事務組合	1 5 (※ 1)	0	0	1 5 (※ 1)
広 域 連 合	2 (※ 2)	0	0	2 (※ 2)
計	5 1	0	0	5 1

(※ 1) 事務委託一部事務組合名

団 体 名	団 体 名
山形県消防補償等組合	置賜広域行政事務組合
山形県自治会館管理組合	西村山広域行政事務組合
山形県市町村職員退職手当組合	北村山広域行政事務組合
東根市外二市一町共立衛生処理組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
北村山公立病院組合	山形広域環境事務組合
松川堰組合	西置賜行政組合
庄内広域行政組合	酒田地区広域行政組合
最上広域市町村圏事務組合	

(※ 2) 事務委託広域連合名

団 体 名	団 体 名
最上地区広域連合	山形県後期高齢者医療広域連合

(2) 委託事務処理に要した経費

事務処理経費総額：826,000円

なお、以下の算定方法により、各団体の負担額を算定し徴収した。

- ・団体負担額 1 団体あたり9,000円
- ・職員数加算額 職員数に応じた定額 (0 ～ 47,000円)
- ・職員団体加算額 職員団体 1 団体あたり1,000円 (36団体)